

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	資源回収管理システムに係る分別回収処理の新規開発について
----	------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

（担当部課：環境清掃部新宿清掃事務所事業係）

## 事業の概要

事業名	資源分別回収
担当課	新宿清掃事務所
目的	区民及び小規模事業者が排出する資源(びん・缶・ペットボトル・スプレー缶・カセットボンベ)を回収拠点場所で分別回収する。
対象者	区民及び小規模事業者
事業内容	区民及び小規模事業者が排出する資源(びん・缶・ペットボトル・スプレー缶・カセットボンベ)を、町会・自治会などが予め指定する拠点場所並びに事前に所有者または管理会社等から申し出のあった集合住宅において、週1回分別回収する。

## 件名 資源回収管理システムに係る分別回収処理の新規開発について

保有課(担当課)	新宿清掃事務所
登録業務の名称	資源分別回収
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人の範囲 分別回収拠点に係る連絡担当者(町会・自治会などの役員、集合住宅の所有者・管理組合役員・管理会社担当者・管理人・清掃担当者など)</li> <li>2 記録項目 連絡先情報(氏名、肩書、電話番号、郵便番号、住所)</li> <li>3 記録するコンピュータ 資源回収管理システム用パソコン</li> </ol>
新規開発・追加・変更の理由	単体パソコンで活用している資源回収管理システム(集団回収事業及び区施設資源回収事業)に、資源分別回収事業を適正且つ効率的に運用するため、新たに分別回収処理を追加する。分別回収処理は、回収拠点に係る情報と毎月の回収実績量を管理する。
新規開発・追加・変更の内容	資源分別回収処理として、 (1) 回収拠点情報(拠点名、所在地、拠点属性、地図番号、町会名、開始日、廃止日、変更日、回収品目、回収容器個数、連絡先情報)を管理する。 (2) 毎月回収品目毎に回収量を管理する。 (3) 回収拠点・回収量等の一覧を印刷する。(連絡先情報は、含まない) 連絡先情報は、画面上に表示するのみ。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	今年度システム用パソコンを入替えるにあたり、若干システム改修が必要であり作業過程では区民情報の抽出を禁止する。また、テストにはダミーデータを使い、データ移行作業は区職員立会いのもと実施する。
新規開発・追加・変更の時期	平成16年4月稼動